

# 佐賀駐屯地に関する協議会 農業部会 次第

日 時：令和8年1月26日（月）午後2時00分～

会 場：佐賀市役所川副支所 1階 会議室1、2

- 1 開 会
- 2 構成員紹介
- 3 組織体制・協議事項について
- 4 駐屯地開設以降の運用状況について
- 5 佐賀駐屯地の工事に係る環境現況調査（令和6年度）の結果について
- 6 意見交換
- 7 閉 会

**佐賀駐屯地に関する協議会 農業部会  
構成員名簿**

氏 名	所 属・役 職	備考
かわそえ みつゆき 川副 光行	佐賀市 農林水産部長	部会長
ほしした つとむ 星下 努	佐賀市 政策推進部長	
ことう ひでき 古藤 英樹	佐賀県農業協同組合 総務部長	
なかはら たかし 中原 典嗣	佐賀県農業協同組合 佐城エリア総合部長	
たなか ひでき 田中 秀樹	佐賀県農業協同組合 川副中央支所長	
よこお たもつ 横尾 保	佐賀県農業協同組合 東与賀支所長	
いで たかし 井手 崇	佐賀県農業協同組合 佐賀市もろどみ町支所長	
ふくおか けいし 福岡 慶司	佐賀県農業協同組合 佐城南部営農経済センター 川副・東与賀事業所長	
わたなべ じゅん 渡辺 純	佐賀県農業協同組合 中部地区営農経済センター 佐賀市南部事業所（諸富駐在）次長	
ささき もとのり 佐々木 基登	九州防衛局 企画部次長	
しもかわ ひろし 下川 博	九州防衛局 企画部次長兼管理部付	
うえだ りょうじ 植田 良治	九州防衛局 調達部次長	
たぐち ひろし 田口 宏	佐賀駐屯地 業務隊長	

敬称略

合 計 1 3 名

## 佐賀駐屯地に関する協議会

### ■協議事項

- (1) 佐賀駐屯地の設置又は運用に伴う騒音、排水、道路交通、治安等周辺地域の生活環境の保全に関する事項
- (2) 佐賀駐屯地の設置又は運用に伴う漁業、農業その他の事業活動への影響並びに事業活動に係る損失、損害及び補償の報告に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

### ■組織構成

会 長 佐賀市副市長  
構成員 九州防衛局長  
佐賀駐屯地司令  
佐賀県 駐屯地調整室長  
佐賀県有明海漁業協同組合 南川副支所・運営委員長  
佐賀県農業協同組合 佐城エリア担当常務理事  
佐賀市議会副議長  
政策推進部長、農林水産部長、環境部長

### ■会議

定例会 年1回  
臨時会 必要に応じて開催

## 生活環境部会

### <部会長>

- ・環境部長

### <構成員>

- ・政策推進部長
- ・佐賀市自治会協議会会長
- ・諸富校区自治会長会会長
- ・南川副自治会長会会長
- ・西川副自治会長会会長
- ・中川副自治会長会会長
- ・大詫間自治会長会会長
- ・東与賀自治会長会会長
- ・九州防衛局
- ・佐賀駐屯地

## 漁業部会

### <部会長>

- ・農林水産部長

### <構成員>

- ・政策推進部長
- ・佐賀県有明海漁業協同組合  
諸富町支所・運営委員長  
早津江支所・運営委員長  
大詫間支所・運営委員長  
南川副支所・運営委員長  
広江支所・運営委員長  
東与賀町支所・副運営委員長
- ・九州防衛局
- ・佐賀駐屯地

## 農業部会

### <部会長>

- ・農林水産部長

### <構成員>

- ・政策推進部長
- ・佐賀県農業協同組合  
総務部 部長  
佐城エリア総合部 総合部長  
川副中央支所 支所長  
東与賀支所 支所長  
佐賀市もろどみ町支所 支所長  
佐城南部営農経済センター 川副・東与賀事業所 所長  
中部地区営農経済センター 佐賀市南部事業所 次長
- ・九州防衛局
- ・佐賀駐屯地

※部会は、必要に応じて開催

- 佐賀駐屯地に配備されたV-22オスプレイについては、昨年7月28日から、佐賀駐屯地周辺における基本操縦訓練等を開始しており、8月5日から、順次、陸自・海自・空自の飛行場等への飛行を実施しています。
- 主として演習場等において、水陸機動団等の他の部隊と協同で部隊としての行動を演練する部隊訓練は、9月12日から実施しています。
- 夜間飛行は、夜間の特性下で操縦を実施するための知識、技能及び判断力を修得することを目的とし、9月29日以降、佐賀駐屯地周辺において実施しており、12月15日以降、順次、陸自・海自・空自の飛行場等への飛行を実施しています。

- 飛行の安全確保に最大限配慮しながら、運用計画※に基づき、平日を基本とし訓練を実施しております。

(※令和7年2月に佐賀県が「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」等に基づき実施した事前協議等の添付書類「佐賀駐屯地(仮称)における航空機の運用計画について」)

## ホバリング訓練

- ✓ 垂直に離陸し、地上近くの空中に停止する状態(ホバリング状態)から旋回・移動し、垂直に着陸する基本操縦訓練の一つ

- 垂直離着陸
  - ホバリング
  - ホバリング旋回・移動
- 等



垂直離陸からのホバリング

## 基本操縦訓練

- ✓ 出発地から目的地までの飛行に必要な基礎となる操縦法の習得及び練度の維持・向上を図るための訓練(ホバリング訓練も基本操縦訓練に含まれます。)

- 佐賀駐屯地周辺の飛行訓練
  - 別の駐屯地等への飛行訓練
  - 編隊飛行
  - 計器飛行及び夜間飛行
- 等



飛行訓練

## 部隊訓練

- ✓ 主として演習場等において、水陸機動団等の他の部隊と協同で部隊としての行動を演練する訓練

- 空中機動訓練
  - 発着艦訓練
- 等



空中機動訓練

## 【飛行ルートについて】

- オスプレイの飛行方式である有視界方式による飛行では、目的地への飛行に際して、自衛隊機に限らずパイロットの判断に委ねられ、場周経路外に定まった飛行ルートはありません。
- 飛行にあたっては、河川や高速道路など、識別が容易な地形等を参考にして飛行します。
- 実際の飛行にあたっては、高度300m以上を確保することとし、地域の実情を踏まえ、可能な限り住宅地、市街地や病院等の上空の飛行を避けるといった措置を講じてまいります。

# 佐賀駐屯地の工事に係る 環境現況調査について

※本資料の内容については、現在、継続調査中であることから令和6年度分の  
暫定資料となっており、最終報告書にて変更となる場合があります

# 佐賀駐屯地の工事に係る環境現況調査の概要等

## 【調査の概要】

気象、大気質、騒音・振動、水質、底質、鳥類、水生生物・干潟生物を調査し、工事に伴う周辺環境への影響を確認するものです。

## 【気象】

環大-1では西からの風が、環大-3では北北西からの風が卓越していました。  
期間平均風速は、環大-1は2.0m/s、環大-3は2.4m/sでした。

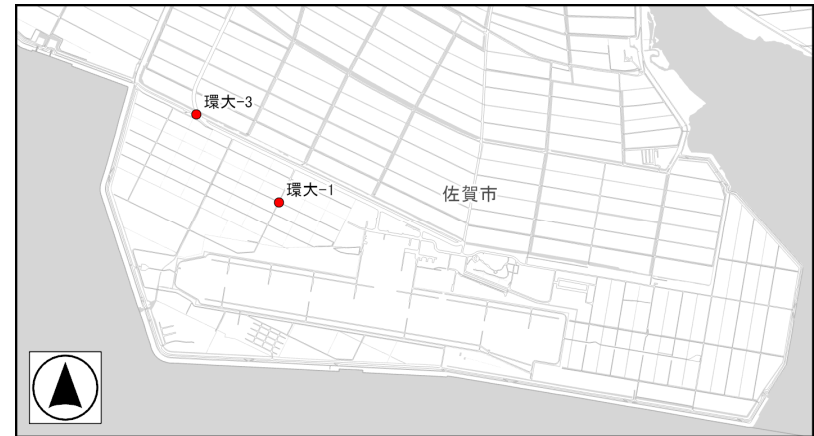
## 【調査項目、期間】

項目	調査期間
気象	令和6年11月22日～12月23日
大気質	
騒音・振動	(平日) 令和6年6月19日～20日 (休日) 令和6年7月6日～7日
水質	毎日 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)
底質	(夏季) 令和6年8月21日 (冬季) 令和6年12月12日～13日
鳥類	(春季) 令和6年5月9日～10日 (夏季) 令和6年8月20日～21日、 (秋季) 令和6年10月17日～18日 (冬季) 令和6年12月16日～17日
水生生物・干潟生物	(春季) 令和6年5月7日～10日 (夏季) 令和6年8月5日～7日 (秋季) 令和6年10月15日～18日 (冬季) 令和7年1月14日～17日

## 【風向・風速の調査結果】

調査地点	最多出現風向	最大風速 (1時間) (m/s)	期間平均風速 (m/s)
環大-1	西	6.6	2.0
環大-3	北北西	6.6	2.4

## 【調査地点】



# 大気質（二酸化窒素（NO2）、浮遊粒子状物質、降下ばいじん）

全地点で、工事の影響で環境基準値や参考値を超えていないことを確認しました。

## 【二酸化窒素（NO2）の調査結果】

調査地点	期間平均値 (ppm)	1時間値の1日平均値の最大値 (ppm)	環境基準値との比較
環大-1	0.008	0.011	○
環大-3	0.005	0.006	○

注：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。

表中の「○」は、環境基準値以下であることを示す。

出典：「二酸化窒素に係る環境基準について」昭和53年7月11日 環境庁告示第38号<改正>平成8年10月25日 環境庁告示第74号

## 【調査地点】



## 【浮遊粒子状物質の調査結果】

調査地点	期間平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値の1日平均値の最大値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値の最大値 (mg/m <sup>3</sup> )	環境基準値との比較
環大-1	0.016	0.020	0.054	○
環大-3	0.015	0.018	0.061	○

注：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値の最大値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

表中の「○」は、環境基準値以下であることを示す。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」昭和48年5月8日 環境庁告示第25号<改正>平成8年10月25日 環境庁告示第73号

## 【降下ばいじんの調査結果】

調査地点	分析値 (ton/km <sup>2</sup> /月)	参考値との比較
環大-1	1.5	○
環大-2	2.0	○
環大-3	1.6	○

注：年平均値が10ton/km<sup>2</sup>/月以下であること。

表中の「○」は、参考値以下であることを示す。

出典：「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」平成25年3月 国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所

# 騒音・振動

全地点で、工事の影響で環境基準値や要請限度を超えていないことを確認しました。

## 【騒音の調査結果】

単位: dB (A)

調査地点	騒音レベル $L_{Aeq}$				環境基準		環境基準との比較
	平日		休日		昼間	夜間	
	昼間	夜間	昼間	夜間			
道路-地点1	63	57	63	56	70	65	○
道路-地点2	62	58	62	58	70	65	○

注: 表中の「○」は、環境基準値以下であることを示す。環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間」を適用した。  
出典: 騒音に係る環境基準について (平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

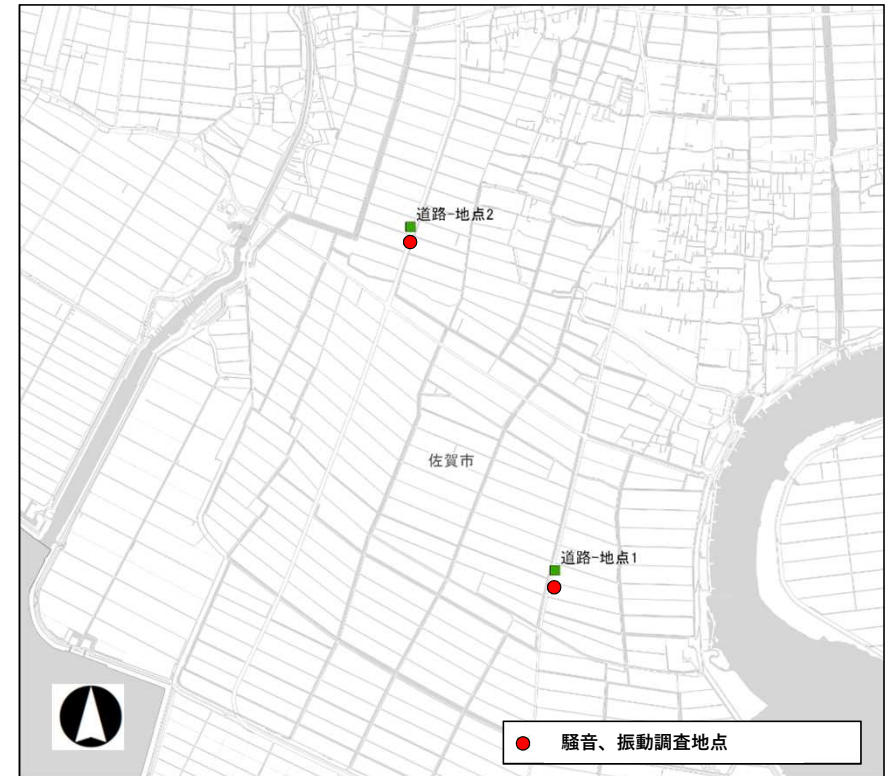
## 【振動の調査結果】

単位: dB

調査地点	振動レベル $L_{10}$				要請限度		要請限度との比較
	平日		休日		昼間	夜間	
	昼間	夜間	昼間	夜間			
道路-地点1	45	28	41	27	65	60	○
道路-地点2	40	26	38	26	65	60	○

注: 表中の「○」は、要請限度以下であることを示す。  
出典: 「振動規制法施行規則」 (昭和51年 総理府令第58号) 第1種区域に該当

## 【調査地点】



# 水質（排水監視）

工事中の排水が管理基準を満足していることを確認しました。

## 【排水監視の調査結果（最大値）】

## 【調査地点】

試験項目	令和6年									令和7年			管理基準	年間の管理基準との比較
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
水素イオン濃度 (pH)	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	7.8	7.7	8.0	7.8	6.4以上 8.3以下	○
濁度 (mg/L)	42	54	55	44	45	35	37	40	18	19	27	35	-	-
浮遊物質 (SS) (mg/L)	64	83	60	68	69	54	51	43	20	21	29	38	100mg/L 以下	○
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	7	7	7	7	7	7	7	8	8	7	8	8	10mg/L 以下	○



注：表中の「○」は、管理基準値以下であることを示す。  
注：濁水プラントの計測機器にて測定。

## 【排水監視の調査結果（最小値）】

試験項目	令和6年									令和7年			管理基準	年間の管理基準との比較
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
水素イオン濃度 (pH)	6.9	8.0	8.0	7.7	7.5	6.6	6.6	7.1	7.0	7.0	7.1	7.2	6.4以上 8.3以下	○
濁度 (mg/L)	8	4	12	10	10	11	9	4	2	1	1	8	-	-
浮遊物質 (SS) (mg/L)	12	6	13	15	15	15	10	4	2	1	1	9	100mg/L 以下	○
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	7	7	7	7	7	6	7	7	7	7	7	7	10mg/L 以下	○

注：表中の「○」は、管理基準値以下であることを示す。  
注：濁水プラントの計測機器にて測定。

## 底質（溶出試験）

全地点で水底土砂に係る判定基準を下回っており、工事の影響で判定基準を超えていないことを確認しました。

### 【底質の調査結果】

調査項目	調査結果の概要	水底土砂に係る判定基準
アルキル水銀化合物	N. D.	検出されないこと
水銀又はその化合物	N. D.	0.005以下
カドミウム又はその化合物	N. D.	0.1以下
鉛又はその化合物	N. D.	0.1以下
有機りん化合物	N. D.	1以下
六価クロム化合物	N. D.	0.5以下
砒素又はその化合物	N. D.	0.1以下
シアン化合物	N. D.	1以下
PCB	N. D.	0.003以下
銅又はその化合物	N. D.	3以下
亜鉛又はその化合物	N. D.	2以下
弗化物	N. D.	15以下
トリクロエレン	N. D.	0.3以下
テトラクロエレン	N. D.	0.1以下
ベリリウム又はその化合物	N. D.	2.5以下
クロム又はその化合物	N. D.	2以下
ニッケル又はその化合物	N. D.	1.2以下
バナジウム又はその化合物	N. D.	1.5以下
有機塩素化合物	N. D.	40以下
ジクロロメタン	N. D.	0.2以下
四塩化炭素	N. D.	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	N. D.	0.04以下
1,1-ジクロロエレン	N. D.	1以下
1,1,2-ジクロロエレン	N. D.	0.4以下
1,1,1-トリクロエタン	N. D.	3以下
1,1,2-トリクロエタン	N. D.	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	N. D.	0.02以下
チウラム	N. D.	0.06以下
シマジン	N. D.	0.03以下
チオベンカルブ	N. D.	0.2以下
ベンゼン	N. D.	0.1以下
セレン又はその化合物	N. D.	0.1以下
1,4-ジオキサン	N. D.	0.5以下
ダイオキシン類 実測濃度	470~4,300 pg/L	—
ダイオキシン類 毒性等量	0.32~6.2 pg-TEQ/L	10以下
硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	N. D.	—

### 【調査地点】



※以下出典の省令に準ずる凡例基準

出典：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令  
第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする  
金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」  
(昭和48年2月17日 総理府令第6号 <改正> 平成29年  
6月12日 環境省令第15号)

注：N.D.とは、定量下限値未滿を示す。

## 底質（含有試験）

ダイオキシン類については、全地点で基準値以下でした。  
 その他については、地点②において硫化物が水産用水基準を上回りましたが、工事前より減少しており、自然変化の範囲と考えられます。  
 工事の影響で環境基準や水産用水基準を超えていないことを確認しました。

### 【底質（ダイオキシン類）の調査結果】

調査項目	調査結果の概要	環境基準
ダイオキシン類 実測濃度	3,900~8,300 pg/g	—
ダイオキシン類 毒性等量	6.9~14 pg-TEQ/g	150 pg-TEQ/g以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」  
 （平成11年12月27日 環境庁告示第68号 <改正> 令和4年11月25日 環境省告示第89号）

### 【底質（その他）の調査結果】

調査項目	調査結果の概要	【参考】水産用水基準
硫化物	0.15~0.43 <sup>※1</sup> mg/g	0.2 mg/g以下
化学的酸素要求量(COD)	6.1~10 mg/g	20 mg/g以下
n-ヘキサン抽出物質	0.2~0.5 mg/g	0.1% (1mg/g) 以下
強熱減量	5.5~9.9 %	—
全窒素(T-N)	0.8~1.8 mg/g	—
全リン(T-P)	0.37~0.74 mg/g	—
フェノール類	<0.005 mg/kg <sup>※2</sup>	—
含水率(乾燥減量)	48~62 %	—

※1 自然変化の範囲（工事前0.58mg/gより減少）  
 ※2 定量下限値未満

出典：「水産用水基準(2018年度版)」  
 （平成30年8月（公社）日本水産資源保護協会）

### 【調査地点】



# 鳥類

4季調査した結果、13目33科95種が確認されました。  
重要種は、21種が確認されました。

## 【鳥類の調査結果（重要種）】

## 【調査範囲・地点】

No.	目名	科名	種名	学名	定点観察				ラインセンサス				任意観察	重要種選定基準				
					No.1		No.2		R1		R2			文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	佐賀県RL2003	
					干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮						
1	カモ目	カモ科	ツクシガモ	<i>Tadorna tadorna</i>	○	○	○						○			VU	I類	
2	ペリカン目	トキ科	ヘラサギ	<i>Platalea leucorodia</i>									○				DD	準絶滅
3			クロツラヘラサギ	<i>Platalea minor</i>	○		○					○			国内	EN	I類	
4	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	<i>Porzana fusca</i>					○								NT	
5	チドリ目	チドリ科	シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>									○				VU	
6			メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus</i>	○	○	○		○	○			○			国際		
7		シギ科	オオソリハシギ	<i>Limosa lapponica</i>									○			国際	VU	
8			ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata</i>									○					II類
9			ホウロクシギ	<i>Numenius madagascariensis</i>	○								○			国際	VU	II類
10			アカアシシギ	<i>Tringa totanus</i>									○				VU	II類
11			オバシギ	<i>Calidris tenuirostris</i>	○								○				国際	
12			ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>	○		○	○					○				NT	
13		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>									○				VU	II類
14		カモメ科	ズグロカモメ	<i>Larus saundersi</i>	○	○	○	○	○				○				VU	II類
15			コアジサシ	<i>Sterna albifrons</i>									○				VU	II類
16	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>	○	○	○	○	○				○				NT	I類
17		タカ科	ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus</i>									○				NT	II類
18			チュウヒ	<i>Circus spilonotus</i>									○			国内	EN	II類
19	フクロウ目	フクロウ科	コミズク	<i>Asio flammeus</i>									○					準絶滅
20	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>			○						○			国内	VU	I類
21	スズメ目	ヒタキ科	コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>									○					II類
合計	8目	12科	21種	21種	8種	5種	8種	3種	4種	1種	2種	0種	19種	0種	7種	16種	15種	



注1: 種名及び分類等は、原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和6年10月)に準拠した。

注2: 重要種選定基準は以下のとおりである。

天然記念物: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号<改正>令和4年6月17日法律第68号)に基づく天然記念物

種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号<改正>令和4年6月17日法律第68号)に基づく希少野生動植物

国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種

環境省RL2020: 「環境省レッドリスト」令和2年環境省

CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧III類、VU: 絶滅危惧II類

NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

佐賀県RL2003: 「佐賀県の絶滅のおそれのある野生動植物(レッドデータブック)」平成16年3月

I類: 絶滅危惧I類種、II類: 絶滅危惧II類種、準絶滅: 準絶滅危惧

# 水生生物・干潟生物

4季調査した結果、以下のとおり確認されました。

水生生物調査の結果、植物プランクトンは27~46種、動物プランクトンは17~31種、魚卵は0~6種、稚仔魚は2~11種、底生生物は3~16種、付着生物は、動物が8~10種、植物が1種確認されました。

干潟生物調査の結果、魚類は1~10種、無脊椎動物は15~21種、植物は1種が確認されました。

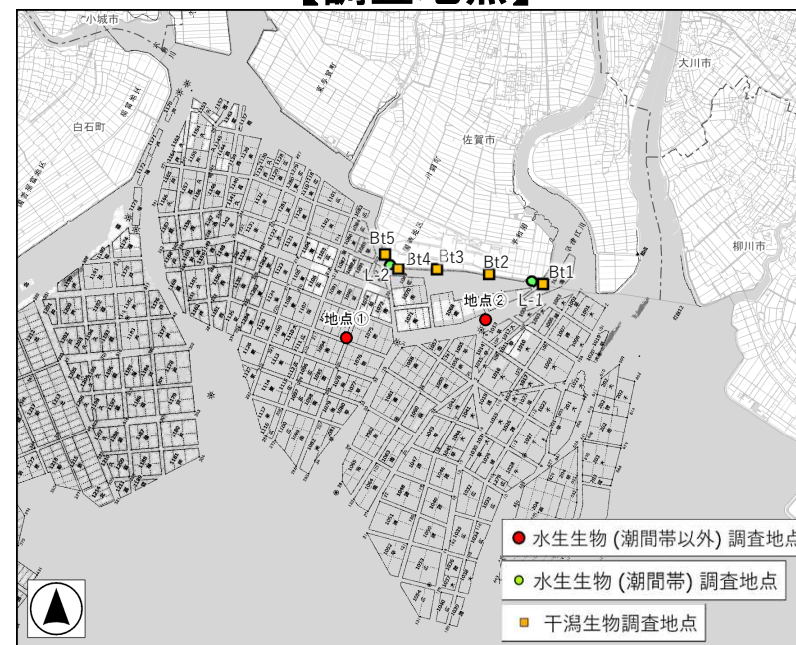
重要種は、24種が確認されました。

## 【水生生物・干潟生物の調査結果（重要種）】

No.	種名	天然記念物 <sup>1</sup>	種の保存 <sup>2</sup>	環境省 <sup>3</sup>	環境省海洋生物 <sup>4</sup>	佐賀県RDB <sup>5</sup>
1	カワグチツボ			NT		
2	ウミマイマイ			VU		絶滅危惧I類種
3	クリイロコミミガイ			VU		絶滅危惧I類種
4	ササゲミミエガイ			CR+EN		絶滅危惧I類種
5	ウネナシトマヤガイ			NT		
6	ハナグモリガイ			VU		準絶滅危惧種
7	テリザクラガイ			VU		絶滅危惧I類種
8	アゲマキガイ			CR+EN		絶滅危惧II類種
9	ウチワゴカイ				NT	
10	ハシボンテッポウエビ				NT	
11	ユビアカベンケイガニ				NT	
12	ヒメケフサイソガニ				NT	絶滅危惧II類種
13	ムツハアリアケガニ				NT	
14	メナシピンノ				NT	
15	ニホンウナギ			EN		絶滅危惧II類種
16	アリアケシラウオ			CR		絶滅危惧I類種
17	ヤマノカミ			EN		絶滅危惧II類種
18	ワラスボ			VU		準絶滅危惧種
19	ムツゴロウ			EN		
20	タビラクチ			VU		絶滅危惧II類種
21	トビハゼ			NT		準絶滅危惧種
22	ハゼクチ			VU		絶滅危惧II類種
23	マサゴハゼ			VU		準絶滅危惧種
24	ショウキハゼ			NT		準絶滅危惧種
		0	0	18	6	16

注1:「文化財保護法」(昭和25年5月30日、法律第214号<改正>令和4年6月17日法律第68号)に基づき天然記念物に指定された種

## 【調査地点】



注2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日、法律第75号<改正>令和4年6月17日法律第68号)に該当する国際・国内希少野生動物種

注3:「環境省レッドリスト2020の公表について」(令和2年3月 環境省)に掲載されている種  
CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

注4:「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」(平成29年3月 環境省)に掲載されている種  
CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

注5:「佐賀県の希少野生生物-佐賀県レッドリスト2003-」(平成16年3月 佐賀県)と「佐賀県の希少野生生物-佐賀県レッドリスト2016 汽水・淡水魚類編-」(平成29年3月 佐賀県)に掲載されている種

## 海水混合施設の水路からの冠水に関する原因及び再発防止策について

### 1 概要

令和7年10月8日、平和搦の水路の水位が上昇した際、海水混合施設の内水送水設備が何らかの理由により適切に作動せず、また、監視体制が十分でなかった結果、水路からの水が溢れ、近隣の水田が冠水する事案が発生しました。

### 2 原因について

海水混合施設は、平和搦の水路の水位が上昇した場合には、自動的に内水送水設備が作動し、平和搦の水路の水を一時貯留池へ送水することにより、水路の水位を下げる機能を有していますが、事案発生時、一時貯留池から平和搦の水路へ送水が行われました。

内水送水設備は、水路に設置されている水位計が水位の変化を感知することにより作動することから、事案が発生した後、水位計及び水位計に関連する機器等の点検をはじめ、内水送水設備の動作確認を行いました。異常はなく、正常に作動していることを確認しています。

その上で、内水送水設備が適切に作動しない場合でも、監視体制が十分であれば、手動でポンプを操作することで水路の水位を下げることににより、冠水することはなかったものと考えています。

### 3 再発防止策

再発防止策として、監視体制の見直しを行い、速やかに対応できる監視体制に強化するとともに、異常を確認した場合には一時貯留池から水路への送水を遠隔で直ちに停止できるようにしました。

また、平和搦水路に設置した水位計で異常値が計測された場合には、平和一時貯留池から水路へ送水され続けることがないように、内水送水設備のポンプを自動緊急停止するようにしました。

上記の再発防止策を講じることにより、今回と同様の事案は未然に防止できると考えています。

今後、このようなことが起きないように適切に管理してまいります。